

伊奈町子ども医療費支給事業における 支給要件の変更について（案）

支給要件の変更点(2点)

- ①高校生世代の保護者に導入している所得制限を廃止します。
- ②税の完納要件及び申告要件を導入します。

小学生以上のお子さんがある保護者（配偶者含む）に、税（町県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税）の完納要件及び申告要件を導入します。

支給対象となる方

伊奈町に住所があり、次のいずれにも該当する0歳から高校生世代（18歳に達する日以降の最初の3月31日まで）までのお子さんの保護者が対象です。

生活保護、重度心身障害者医療費、ひとり親家庭等医療費などの助成を受けている場合は、支給対象となりません。

《該当するお子さん》

- ・国民健康保険又は各社会保険等に加入している方
- ・在学の有無に関わらず保護者に扶養されている方（被扶養者）
- ・婚姻（事実婚含む）していない方

保護者

お子さんを監護している同一生計上の保護者（父・母）となります。

生計中心者が単身赴任等で伊奈町以外の住所地に住んでおり、伊奈町への納税がない場合、保護者の要件から外れます。

伊奈町へ転入した場合、転入日の属する年度～翌年度までは、要件に関係なく受給できますが、転入日以降の納税状況及び申告状況は、翌々年度の支給要件の対象となります。

受給要件等

税の納付状況及び申告状況によって判断します。(一例)

受給資格 有効期間	受給要件	
	完納要件	申告要件
H31.4～H32.3	H29年度までの 税を完納していること	H30年度（H29年分の 収入）の申告をしてい ること（収入が無い場合 でも申告が必要となります。）
H32.4～H33.3	H30年度までの 税を完納していること	H31年度（H30年分の 収入）の申告をしてい ること（収入が無い場合 でも申告が必要となります。）
H33.4～H34.3	H31年度までの 税を完納していること	H32年度（H31年分の 収入）の申告をしてい ること（収入が無い場合 でも申告が必要となります。）

支給の停止

完納要件：税の滞納がある場合、子ども医療費の支給を停止します。

申告要件：税の未申告がある場合、子ども医療費の支給を停止します。

※毎年度、申告が必要となります。

※収入が無い場合でも申告が必要となります。

※税法上の被扶養者の場合、申告は必要ありません。

完納後の支給

支給停止日以降に「税」を完納した場合

『滞納者からの申し出により完納が確認できた日』から、子ども医療費の支給停止を解除します。

支給停止日以降に「税」の申告を行った場合

『未申告者からの申し出により申告が確認できた日』から、子ども医療費

の支給停止を解除します。

※滞納者又は申告者からの申し出によって、支給停止が解除となったとしても、支給が停止されていた期間まで^{さかのぼ}遡^りっての支給は行いません。

受給者証

就学前のお子さん

6歳に達する日以降の最初の3月31日までの受給者証を発行します。

小学生以上のお子さん

毎年度（1年毎）に、受給者証を発行します。

なお、完納または申告によって支給停止が解除となった場合、解除日から最初の3月31日までの受給となります。

支給対象となるもの

- ・入院及び外来の保険診療一部負担金
- ・入院時食事療養標準負担金（1／2）

支給対象外のもの

- ・健康保険が適用されない医療費（予防接種、差額ベッド代、文書料等）
- ・高額療養費該当部分
- ・各健康保険組合の付加給付が適用になる部分
- ・ほかの医療保険制度が適用される部分
- ・交通事故などの第三者行為による場合
- ・（独）日本スポーツ振興センターの災害共済制度から給付される場合